

# タクシー事業者向け国庫補助要望調査のご案内

北海道運輸局自動車交通部旅客第二課  
(011-290-2742)

令和3年度補正予算、令和4年度当初予算を財源とする補助事業を活用して、タクシー車両等を導入したい事業者について、下記のとおり補助要望調査を実施します。

要望調査の内容については、国土交通省HPもあわせてご確認ください。

【国土交通省HP】[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr3\\_000029.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr3_000029.html)

## 1. 関連規程

### (1) サバイバル補助

#### ○地域公共交通確保維持改善事業

(地域公共交通バリア解消促進等事業、経営改善支援事業)

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
- ・地域公共交通確保維持改善事業実施要領

### (2) 観光関係補助

#### ○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金

(交通サービス利便向上促進事業)

- ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱
- ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要領

## 2. 調査対象メニュー・補助率

要望調査票にてご確認ください。

※補助対象や補助率などの条件を定めた交付要綱、交付要領、運用方針は予算の成立後に改正されるため、要望調査票に記載されたメニューや補助率が補助の条件に該当しなくなる場合もあり得ることを予めご了承願います。

## 3. 要望の方法

**補助金の交付を受けるためには、要望調査票の提出が必須要件になります。**

要望調査票は、**主たる事務所の位置を管轄する運輸支局に提出**してください。

### 【要望調査票提出先・お問い合わせ先】

札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167
函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863
室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012

帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286
釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514
北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631
旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272

#### 4. 要望調査票について

- ・ 要望調査票の冒頭（1ページ）を一読、ご了承の上、ご回答頂くようお願いします。
- ・ 千円単位で調査を行いますので、金額を記載する際はご注意願います。
- ・ 要望内容、要望額等が確認できるカタログ、見積書等の資料を添付してください。  
資料の添付がないものは内示できない場合がありますのでご注意ください。

#### 5. 要望調査票の提出締め切り

令和4年3月18日（金）まで

#### 6. 留意事項

##### (1) 予算上の制約

予算額の枠を超える多数の要望があった場合には、要望どおりにならない場合があります。提出いただいた要望調査票（要望額、要望内容、アンケート内容）を確認の上、優先的に支援する事業者の調整を行います。

##### (2) 内定後、交付申請書の提出にあたっては、複数の書類を添付する必要がありますが、特に次の書類を添付する必要があることにご注意ください。

サバイバル補助（地域公共交通バリア解消促進等事業）：

- ・ 北海道又は各市町村協議会において策定された

「生活交通確保維持改善計画（生活交通改善事業計画）」

サバイバル補助は、地域公共交通のバリアフリー化を促進するための補助であり、ユニバーサルデザインタクシー・福祉タクシーを導入する地域（協議会）において生活交通改善事業計画を作成し、その計画に基づいて導入するタクシーが対象になります。

##### (3) 事業着手について

- ・ 令和3年度補正予算に係る事業については、サバイバル補助（地域公共交通バリア解消促進等事業を除く）が令和3年11月26日、観光関係補助については令和4年2月8日以降に事業着手されたものが対象となります。
- ・ 令和4年度予算に係る事業については、交付決定後に事業着手（契約・発注）する事案が補助対象となります。交付決定前に事業着手した場合は、補助対象とならないことにご留意ください。

交付決定後、令和4年度中（令和5年3月31日まで）に納品・支払い完了・自動車登録等が行われるものに限りです。

- ・ 割賦による購入など、自動車登録時の所有名義人が補助対象事業者と異なる場合は、補助対象になりません。

(4) 取得財産等の処分の制限について

補助を受けた財産等については、原則一定期間処分することはできないことに留意ください(例：5ナンバーの車両は、自動車登録後3年間は処分できません)。

7. 今後の予定スケジュール

- ・令和4年3月18日(金) 要望調査票提出〆切
- ・令和4年4月下旬以降 補助事業の内示
- ・令和4年6月下旬 交付決定

※上記スケジュールに遅れが発生する可能性もあります。

※「6. (3) 事業着手について」にある着手時期に変更はありませんのでご注意ください。

8. その他 (要望調査票の冒頭に記載)

(1) 本調査対象メニュー以外の要望調査については、令和4年4月頃に別途実施する予定です。

(2) 燃料高騰を受けたLPガス支援については、現在簡便な手続きとなるよう調整中です。支援内容や手続き等の詳細については追ってご連絡します。

(3) 「実証運行」に係るご要望については、別途公募する観光庁事業の「高付加価値事業」で受け付けることとなります。当該事業は、①地域一体型が令和4年2月頃から、②交通連携型が令和4年4月頃から公募を開始する予定です。

公募要件等詳細は、追ってご連絡する予定ですが、公募期間は短いことが予想されます。

このため、「実証運行」のご要望を予定されている事業者におかれましては、北海道運輸局 自動車交通部 旅客第二課あてご連絡・ご相談いただきますようお願いいたします。

**【連絡先】**

北海道運輸局 自動車交通部 旅客第二課 011-290-2742